

平成13年3月2日

平成11年度の包括外部監査の結果に基づく措置に
ついて（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，市長から次のとおり平成11年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので，当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員	深瀬	松雄
同	三原	克己
同	宮崎	光雄
同	志村	勝

平成 1 3 年 3 月 2 日

川崎市監査委員	深	瀬	松	雄	様
同	三	原	克	己	様
同	宮	崎	光	雄	様
同	志	村		勝	様

川崎市長 高 橋 清

平成 1 1 年度の包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の37第 5 項の規定により、平成12年 3 月23日付けで包括外部監査人森谷伊三男から包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたが、同法第 252条の38第 6 項の規定により当該監査の結果に基づき次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成11年度の包括外部監査の結果に対する措置状況

1 病院事業の財務事務及び経営管理

(1) 薬剤の仕入計上額

〔指摘の要旨〕

川崎病院及び井田病院において、平成11年 2 月から 3 月にかけて定められた購入手続を経ないで納入された薬剤を、仕入計上を行わないまま使用していたことから、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第20条第 1 項にしたがって、薬剤は納入後検収した時点で仕入計上を行うことが必要である。

〔措置の内容〕

平成12年 2 月22日付けで補正予算を市議会に上程し、議決を経て予算措置を行い改善した。

(2) 調剤棚に保管されている薬剤の処理

〔指摘の要旨〕

川崎病院及び井田病院において、薬剤は、薬品会社から納入された後、元倉庫に一

一旦入庫され、その後調剤棚（元倉庫と同じく1週間程度の在庫量）を経て現場で使用されており、元倉庫から調剤棚に払い出しされた時点で使用したとの処理が行われている。

この処理によると調剤棚にある薬剤の在庫もすでに使用されたものとして処理され適切でない。

調剤棚にある在庫は、薬剤費としてではなく、資産（在庫品）として処理すべきであり、会計上在庫計上するとともに、継続受払記録を整備し定期的に実地棚卸の結果と受払いの記録を照合することが必要である。

〔措置の内容〕

調剤棚の在庫を会計上の資産として管理するため、川崎病院においては平成12年度中に管理システムの改良を行い、井田病院においてはバーコードシステムを導入し、平成13年度より実施することとした。

(3) 外来患者に対する未収金

〔指摘の要旨〕

川崎病院及び井田病院において、外来患者に対する診察料等は、診察当日における現金入金を前提として会計処理をしており、外来患者に対する未収金が発生するという前提による会計処理が行われておらず、診察当日に外来患者が診察料等を払わなかったために、未収金が発生しても病院の会計処理上は当該未収金は計上されず、それに対応する収益も計上されていない。

今後は、簿外資産となっている外来未収金について、帳簿上計上するとともに、毎月末の相手先別発生時期別残高を一覧できる資料として作成し、適時に督促、管理することが必要である。

なお、入院未収金についても、帳簿上計上されているが債権管理が十分とはいえないため、改善が必要である。

〔措置の内容〕

外来未収金の未計上分については、平成11年度決算に計上した。

なお、毎月末の相手先別発生時期別残高を一覧できる資料等については、平成12年度中に医事システムの改良等を行い、平成13年度より作成し、適正な債権管理を行うこととした。

(4) 医療費の請求事務

〔指摘の要旨〕

川崎病院において、医事会計システムのレセプト情報へ入力（外注）する際の入力誤りによる医療費の請求誤りが見受けられるので、外注先に対して入力チェックの体

制強化を求め、病院側もサンプルベースで監査を実施するなど外注先に対する管理体制を強化する必要がある。

なお、入力誤りによる請求誤りが発生した場合、少額であっても必ず外注先からの報告を義務付け、速やかに適切な措置をとる必要がある。

また、川崎病院において、現状、医療機器（MRI、CT）の稼働実績とレセプト請求件数の照合が実施されていないので、両者を照合する体制作りが必要である。

さらには、川崎病院及び井田病院において、薬剤の使用高とレセプト請求の整合性のチェックがなされていないことから、薬剤費の請求漏れを防止するためだけでなく、薬剤の使用効率を把握するためにも、診療科別に薬剤の払出と薬剤の使用によってもたらされる医業収益の比較検討を行う必要がある。

〔措置の内容〕

外注先に対しては、事例発生の都度注意指導を行い、また、サンプルベースでの監査を実施することとした。なお、入力誤りによる請求誤りが発生した場合は、外注先を指導して適切な措置を実施する。

また、医療機器の稼働実績とレセプト請求件数の照合は、サンプルベースで監査を実施することとした。

さらに、診療科別に薬剤の払出と薬剤の使用によってもたらされる医業収益の比較検討については、川崎病院においては平成12年度中に管理システムの改良を行い、また、井田病院においては対象薬剤の選択をし、平成13年度より実施することとした。

(5) 固定資産の実在性

〔指摘の要旨〕

川崎病院及び井田病院において、固定資産台帳には記載されているものの固定資産の現物が見当たらないものが散見され、固定資産の現物がなく除却承認手続を経ずに除却しているものについては、川崎市病院事業財務規則第66条売却等の決裁規定に準拠しておらず、また、遊休、所在不明等については、同第57条の善管注意義務に反している。

今後このような除却未処理等を防止するには、固定資産の異動に関する管理手続の徹底を図るとともに、管理者が定期的に固定資産の実査を実施することが必要である。

〔措置の内容〕

固定資産の売却・撤去・廃棄については、除却承認手続等の手続の徹底を図った。

また、定期的な固定資産の実査については、定期的に実施することとした。

なお、監査時に判明した除却処理漏れ、遊休、所在不明等の固定資産については、平成12年3月31日付けで除却等の処理を完了した。

(6) 給与計算の正確性

ア 特殊勤務手当の過誤支給

〔指摘の要旨〕

平成10年12月給与について検証した結果、井田病院において、研究手当丙（3,700円）であるところ、研究手当乙（12,000円）が平成8年6月から平成11年3月まで支払われていた。誤りによる支払分は返納されたとはいえ、手当の支給誤りが長期にわたり発見されなかったもので、今後は、誤りが発生しない仕組みと、誤りが発生しても早期に発見できるような管理体制の整備が望まれる。

〔措置の内容〕

特殊勤務手当については、組織の変更、異動、昇任等があった場合、電算データにより確認のうえ訂正等を行っていたが、その作業に見落としがあった場合、このようなケースが生じるため、四半期毎に打ち出される全職員の個別表を点検し、誤りが発生しても早期に発見できるよう改善を図った。

イ 休日勤務手当計上・支給遅れ

〔指摘の要旨〕

時間外勤務手当について検証の結果、平成10年12月の時間外勤務手当に平成10年3月の休日勤務手当が含まれていた。

これは、井田病院の平成10年3月の休日勤務手当（86人分）が誤って支給されず、平成10年12月支給時に調整されたとはいえ、手当の支給漏れが発見されなかったことにつき、誤りが発生しない仕組みと、誤りが発生しても早期に調整できるような管理体制の整備が望まれる。

〔措置の内容〕

時間外勤務手当等の請求事務は担当者1名で集計、点検を行っていたが、補助担当者2名を加え、合計3名とし、点検等のチェック体制を強化した。

また、遅滞なく迅速な処理が行えるよう事務の流れを整理し、正確かつ合理的に処理するためマニュアル（要領）の整備を図った。

(7) その他

ア カルテの管理

〔指摘の要旨〕

川崎病院における自動カルテ庫の取り出しにつき、パスワードの設定が行われておらず、個人情報保護の観点から、カルテの保管・管理については、機密を保持できるように十分留意する必要がある。

〔措置の内容〕

平成12年1月に「川崎病院総合医療情報システムの運用に係るデータの保護管理に関する要領」を制定し、その中でデータ保護管理者を定め、データ等の管理、情報処理センター等の入室の管理、アクセスの管理、パスワードの使用等についての規定を設け、平成12年4月から施行してデータ保護管理の徹底を図った。

また、院長名による「総合医療情報システムの運用に伴う個人情報ファイルの取扱いについて」を院内に通知し、個人情報の入力基準を定めるとともに、個人情報へのアクセス管理手続を定め個人情報保護の徹底を図った。

なお、パスワードについては、定期的に変更するよう徹底し、機密保持に万全の体制を図ることとした。

イ 災害時の避難体制について

〔指摘の要旨〕

川崎病院及び井田病院において、災害時の避難体制に関する規定に相当するものとして「消防計画」を作成しているが、次の事項が遵守されておらず、定められた「消防計画」にしたがい、防災時の避難体制等を徹底する必要がある。

- ・部分訓練が実施されていなかった。
- ・非常用備蓄食品が備蓄しておくべき数量に対し不足していた。

〔措置の内容〕

平成12年度より、「消防計画」に従い病院全体の避難訓練と職場を単位とした避難体制について訓練し周知を図った。

また、非常用備蓄食品の保管については、平成11年10月7日に規定どおりに保管を完了した。

2 情報システムへの投資とその効果

(1) 総務局所管の大型汎用コンピュータ

ア 指定データ届出の更新

〔指摘の要旨〕

川崎市電子計算組織による処理に係るデータの保護管理に関する規程（昭和53年訓令第2号。以下「データ保護管理規程」という。）第6条第2項による特別な保護管理を必要とするデータである「指定データ」の届出が、平成5年11月15日以降はなされていないので、実態を調査し、理由を分析した上で、現状に見合った適切な処置を取ることが望まれる。

〔措置の内容〕

届出の漏れについては調査した結果、制度の周知が不足していたこと等を原因と

し、指定データの登録の届出漏れが94件、登録廃止の届出漏れが28件あったので、すべての届出を行い改善した。併せて、今後はデータ保護管理規程に従って届出を行うよう平成12年7月27日に文書通知するとともに、届出状況の定期的な確認を実施することとした。

また、データ保護管理規程全般に関して遵守するよう平成13年1月26日に文書通知した。

イ 委託契約書におけるセキュリティ関連条項の記載

〔指摘の要旨〕

コンピュータに係わる平成8、9、10年度の電子計算組織による処理の外部委託に関する契約書の半数強については、データ保護管理規程第21条第1項第3号から第8号に掲げるセキュリティ関連条項の中で必要と考えられる事項が明記されていない。

これらの事項は委託時のデータ保護の観点から重要であり、同規程第21条にしたがって契約更新時等には、不足している事項の追加が必要である。

〔措置の内容〕

平成12年度の委託契約締結に際し、すべての契約書を見直し、データ保護管理規程第21条に関して不足していた事項を追加した。

ウ 機密保護に関する誓約書の管理

〔指摘の要旨〕

データ保護管理規程第23条（要員の派遣）においては、電算業務を外部委託する際、責任者及び本人の双方から誓約書を提出させるとしているが、受託業者によっては誓約書を会社が一括してまとめて代表取締役から徴求しており、業者の使用者個人からは徴求していないケースがある。また、運用保守支援委託契約により、外部受託者がコンピュータ室に入退室しているが、作業時間が少ないという理由で誓約書を徴求していない。

同規程第23条にしたがい、受託業者のみならず、業者の使用者個人からも機密保護に関する誓約書の徴求が必要であり、また、規程の趣旨にかんがみ、常駐かどうにかかわらず使用可能なデータの重要性により誓約書を徴求することが望まれる。

なお、今後は、管理簿を作成し、誓約書の徴求管理を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成12年度は、年度当初にあらかじめ誓約書を、入室の可能性のあるすべての受託業者及び業者の使用者個人から徴取した。

なお、管理簿についても整備し、機密保護管理の徹底を図った。

(2) 健康福祉局所管の総合医療情報システム

ア 委託契約書におけるセキュリティ関連事項の記載

〔指摘の要旨〕

総合医療情報システムにおいても、要員派遣等の委託契約書には、秘密の保持関連事項しか記載されておらず、データの外部への持ち出しを禁止する事項等は記載されていなかったもので、データ保護管理規程第21条（契約書の記載事項）にしたがい、同規程の諸事項を契約書に含めることが必要である。

〔措置の内容〕

平成12年度の委託契約締結に際し、データ保護管理規程第21条に関して不足していた事項を追加した。

イ 記録媒体の耐火金庫での保管

〔指摘の要旨〕

総合医療情報システムにおける患者に関するマスターファイル等の重要なデータがバックアップされている磁気テープは、耐火金庫に保管することが規定されているが、川崎病院は磁気テープ保管用の耐火金庫を所有していないため、現状、磁気テープは、コンピュータ室内の耐火仕様ではないロッカーに施錠保管されている。

バックアップデータの保管は規定どおり耐火金庫に保管すべきであり、更に、大規模な災害発生時の対策として、バックアップデータは遠隔地に保管することが望まれる。

〔措置の内容〕

磁気テープは、院内他部署の金庫に保管し、安全管理の徹底を図った。

併せて、遠隔地保管についても、平成13年度より実施することとした。